

事例番号:300263

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 1 日 - 胎児発育不全、胎盤石灰化、切迫早産のため C 健診機関より当該分娩機関へ母体搬送となり、胎児発育不全、胎盤機能不全疑い、切迫早産の診断で入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 36 週 0 日

14:00 陣痛開始

18:42 経膈分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 0 日

(2) 出生時体重:2048g

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.240、PCO<sub>2</sub> 54.4mmHg、PO<sub>2</sub> 18.3mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 22.5mmol/L、BE -5.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

出生当日 早産児、低出生体重児の診断

生後 7 日 動脈管開存症、新生児遷延性肺高血圧症の診断

生後 8 日 未熟児動脈管開存症治療剤による治療開始

(7) 頭部画像所見:

生後 24 日 頭部 MRI で、PVL(脳室周囲白質軟化症)を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 6 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。

(2) 児の脳の虚血(血流量の減少)の原因および発症時期を解明することは困難である。

(3) 生後の循環動態の変動が PVL の発症の増悪因子となった可能性がある。

(4) 早産児および低出生体重児が PVL の背景因子の可能性があると考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

(1) 妊娠 31 週までの管理は一般的である。

(2) 妊娠 31 週 1 日に胎児発育不全、胎盤石灰化、切迫早産の診断で C 健診機関に入院とし、子宮収縮抑制薬の投与を行ったこと、当該分娩機関へ搬送としたことは一般的である。

(3) 当該分娩機関に入院後の管理(超音波断層法、随時ノンストレステスト実施、子宮収縮抑制薬の投与、血液検査等)は一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 妊娠 36 週 0 日の破水後の対応(分娩監視装置装着、抗菌薬投与)は一般的である。

(2) 分娩経過中の管理(トッポウ法による胎児心拍数聴取、分娩監視装置装着)は一般的であるが、妊娠 36 週 0 日 14 時からの胎児心拍数陣痛図の判読所見に

ついて記載がないことは一般的ではない。

### 3) 新生児経過

- (1) 生後 7 日までの管理は一般的である。
- (2) 生後 7 日に多呼吸・陥没呼吸を認めたため、心臓超音波断層法を行い、動脈管開存症・新生児遷延性肺高血圧症を疑い、当該分娩機関 GCU へ入院としたことは一般的である。
- (3) 動脈管開存症、新生児遷延性肺高血圧症に対する治療、およびその治療後に PVL と診断したことは医学的妥当性がある。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数モニタリングを実施した場合は、判読した胎児心拍数波形を記載することが望まれる。
- (2) 前期破水、早産の場合には胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】早産の前期破水の原因として、絨毛膜羊膜炎などの子宮内感染の可能性があるため、原因検索のために胎盤病理組織学検査を行うことが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

- (2) 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例では、分娩経過中の一部の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療費負担規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療ガイドライン」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査 (GBS スクリーニング) を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。